

# 文書館ニュース もんじょかん

もんじよかん

19号  
山口県文書館

文書館設立への提言	山下義雄
広島県の文書館設立の朗報と対話	北川健三
探訪 史料保存機関の現状	戸島昭4
福岡県内の史料保存施設	吉本一雄6
文書館業務の反省と課題	広田暢久7
文書館だより	
1年間(6ヶ月間)を越えて「毛利家文庫」の閲覧回数	
8	

## 文書館設立への提言

山下義雄

(山口県文書館長)

文書館の設立状況は、東高西低の状態にある。とくに関東ブロックでは、数年前から活発な活動が見られ、文書館業務の在り方について色々と検討されている。一方、西日本では本県文書館が設立（昭和三四年）されたものの、今日まで二五年を過ぎるも県レベルでは後続の文書館の設立をみない。

有機関のかかえるさまざまな問題点について、研究討議を重ねてき  
たが、近年、情報公開制度を施行する地域も出てきたことによつて、  
情報公開と文書館のかかわりについても討議をかさねており、一方  
史料保存機関に勤務する職員の目から、外国文書館の運営について  
具体的にながめてみようという、新しい試みもなされてゐる。勿論  
史料協が文書館設立に向けて努力していることは言うまでもないが  
今後、更に文書館設立の気運を高めるために、ブロッック会議をもつ  
などの試みがあつてもよいのではないかろうか。

そういう状況の中で、各地の歴史資料を如何に保存し、その利用を図って文化の振興に寄与させるかと言う目的で、「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（史料協）」が、昭和五一年に設立された。この機関の会員は、歴史資料保存利用機関及びこれに準ずる施設の機関会員と、これらの機関に勤務する職員の任意加入による個人会員から構成されている。

各県の文書館設立状況等について検討された。ある県では、文書館設立の請願が採択され、近々設計の段階に入るということ、公文書移管に伴い文書館設立ということになるというのみで、その他の県は、他県で設立されれば検討されるという状況である。

しかし、情報公開予定の市では、公文書館の設立が検討されているとのことであり、また、図書館、美術館、博物館等を新設する場合、館内の史料管理を如何にするか等、多くの問題が内蔵されてい

るのである。

以上、文書館設立に対しても多くの問題があるが、「古文書対策」、「行政文書対策」、「県史編纂による収集史料対策」を確立し歴史的、文化的に価値のある文書を積極的に収集整理して後世に資するよう、関係者に警笛を鳴らし、その理解と協力を得て各県に文書館が設置されるよう強く望む次第である。

#### 全国歴史資料保存機関連絡協議会機関会員状況

区分	都道府県市名（加入機関名）									
	北海道（設立準備室）	群馬県	埼玉県	山口県	福島県	茨城県	神奈川県	岐阜県	京都府	福岡市
文書館										
歴史資料館等										
博物館	千葉市	秋田県	石川県	滋賀県						
図書館	長野県	富山県	沖縄県	戸田市	岩槻市					
県史等編纂室	和歌山市	平良市	大田区	松前町						
行政部局	大阪府	千葉県	愛知県	滋賀県	和歌山県					
その他	兵庫県	岡山県	広島県	横浜市	大阪市					
西日本文化協会										



全史協役員会（60. 3. 15）

# 広島県の文書館設立の朗報と対話

北川 健

広島県で文書館が設立されることになった。

同県ではこれまで昭和五五年に「県立文書館建設調査研究協議会」が発足。五七年に「広島県立文書館建設基本構想についての報告書」が答申されていたが、昨年、広島大学工学部の跡地利用の問題を契機に一挙に具体化。県立「図書館」と産業技術「交流センター」とおよび県立「文書館」の三機関の「複合」施設として建設される運びとなつた。開館は六三年の予定。

早速、広島県を訪ねてみた。対話は二時間半にわたつた。

広「複合施設ということで山口県文書館と神奈川県立文化資料館を参考にさせてもらつている」

北「山口県文書館の場合、施設設備としては“悪い”見本であつて、その意味での参考ならよいのだが」

広「…………」

北「文書館の独自性、独立性ができるだけ保障されるよう、それと現場従事者の識見とかチエを充分汲みあげて計画されるよう望んでいる」

広「…………」

北「たとえば、書庫にしても、図書館の図書にはムシが付いてくることはまずないが、文書館の文書にはムシが付いて入つてくる。

それが山口では全館（両館）燐蒸でないかぎりガス燐蒸できない」という始末だ」というべきものか」

北「形態から云々えば行政刊行物は図書だ。しかし内容としては公衆対象の広報性あるものと、行政部局内での部内資料といったものとがある。前者は図書館で扱えるが、後者は行政文書を準ずるものとして文書館で扱う方が機能的だ。二者折衷的、キカイ的に両者の機能を分断分割すると問題がある」

広「文書館職員として司書は置いていないのか」

北「収集・整理・供覧という言葉の上では両者は同じだが、その内容と対象は大いに異なる。何よりも読めることと研究することがなくてはならない。文書館では司書の要素プラス別の要素の方が重きをなす」

広「機構上の所属が一つの問題だが……」

北「行政文書の収集移管ということからすれば知事部局所属、学術研究性の保障という面では教育部局付け、というのが大方の見方だ。大学への付設も考えらるが、それだと文部省史料館風になりそうだ。開放性やサービス性が疎外されていく懸念がある」

広「…………」

北「文書館を作るのは、とにかく倉庫を作ることだと私は思つていれる。書庫が小さいようでは何もできない」

北「それと、将来に改善のできる“余地”を用意しておかれるのが賢明だと感じている」

# 探訪 史料保存機関の現状

戸島 昭

## 一 鹿児島県

鹿児島県が「明治百年」を機に計画を進めていた「歴史資料センター黎明館」は、一昨年秋ついに完成したという。かつて「薩」・「長」と競り合つた山口県人の端くれとして、物見高い血も騒ぐ。文書館的機能はいかに、と旅立つた。

知事部局に位置付けられた黎明館は、歴史・考古・民俗・美術工芸の四部門から成る総合博物館であった。その巨大な建物と、最新の技術を駆使した展示物の華麗さに、県勢発揚の意気を見る。国立の歴博（佐倉）や民博（吹田）に比肩するその規模に圧倒され、しかも、歴博と民博には見られなかつた強烈な地域性——鹿児島県の歴史と風土に根差した確かな存立の意義——に打たれながら、文書館的機能の存在を探つてみた。

あえて挙げれば、調査資料課に位置付けられた「維新史料編纂室」がそれに近いということになるだろうか。

やはり明治百年を記念して、十五年ほど前に設置された「編纂所」が、このたび黎明館に移管されたものである。しかし、その業務は「編纂室」の名のとおり、『鹿児島県史料』の編集刊行であり、史料収集はマイクロフィルムによるものでしかなかつた。しかも、大量

な写真焼付本が非公開の段階にとどまつており、これらの公開措置が県民の間で強く望まれているだろうと推測した。

鹿児島県の場合、現に散逸の危機にさらされている古文書や近代の行政文書など、「生」の原文書をどのように収集、整理、保存して、研究者の閲覧利用に提供していくこととしているのか。そのための措置——すなわち文書館——は、市町村などに歴史民俗資料館があるだけでは不十分ではなかろうか。特に、県庁行政文書の保存と利用について、いま一步を踏み込んでみた。

戦災を被つた鹿児島県は、それ以前の県庁文書をほとんど失つており、九州地区の多くの県と同様に、保存年限などの切れた「生」の行政文書を歴史的史料として、一般に公開する機関を持つていません。

しかし、企画部内に設置されている「県政資料室」が、これまで各部課の作成する刊本印刷物類を収集保存しており、最近はいわゆる情報公開へ向けて、起案文書などの一点ごとの件名目録化をも進めているという。近く文書課への移管が予定されていることも耳にしたが、この「県政資料室」が、情報公開要求の波に乗つて、文書館的機能を身に付けてゆくことになるのだろうか。

文書館の設立を求める学会などの動きを、はつきりとつかめずに鹿児島県を去るのは、残念であった。

## 二 宮崎県

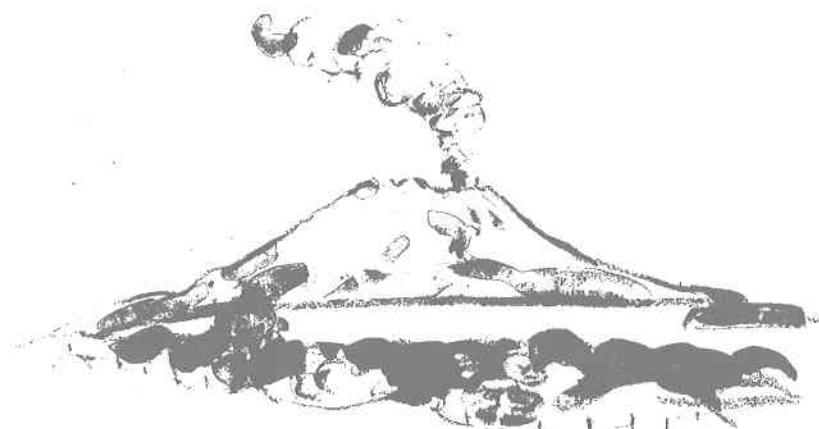
宮崎県は、知事部局に県史編纂室が設置され、今年度からその事業がスタートしたと聞く。その当面する課題が、県立図書館の架蔵する近代行政文書の調査であり、また県立博物館の架蔵する旧家文書の整理であるという。さらに、宮崎大学移転跡地

に総合文化公園の構想があると知り、これら“生”の原文書を母胎とした文書館設立の気運はいかに、と旅を続けた。

宮崎県立図書館は、三十四年四月、近隣からの出火に類焼して、蔵書以下フィルムやレコードなど、収蔵品のほとんどを失うという痛恨の過去をもつ。しかし、その後、図書館再建の一環として、郷土資料整備の分野でも確実に業績を積み重ね、ついには「史料室」としての独立性を達成しているのである。現在、この「史料室」が県下の地方史研究を支える機関として、地方史研究連絡協議会の推進と研究紀要の刊行を行いながら、県下各地での史料所在調査を初めとし、マイクロフィルムによる史料収集と写真本作成、古文書翻訳（解説）と『宮崎県史料』刊行、さらには積極的な古公文書（県庁戦前行政文書）収集など、その幅長い活動を続けている。

確かに、この宮崎県立図書館は、「史料室」を中心にして、文書館的要素を備えている。とりわけ、二万点に及ぶという戦前の県庁文書は、それに続く戦後のものが未収集のままであるとか、他の刊本郷土資料と同様に図書的に扱われているとか、大きな問題を内抱してはいるものの、文書館誕生の“核”となり得るものである。

現在計画立案中の、総合文化公園構想に乗つて、また、県史編纂室や博物館内の旧家文書の整理保存業務とのかかわりからも、より専門的に分化した機関として、文書館の設立が、地方史研究団体などの気運の盛り上りで実現することを祈つて、帰途についた。



# 福岡県内の史料保存施設 —福岡県立図書館を訪ねて—

吉本一雄

国鉄箱崎駅で下車し、箱崎宮の境内を通りすぎると、その脇に福岡県立図書館がある。以前は福岡県文化会館図書部として図書館活動をしていたが、独立して昭和五八年に新館が開館した。

三階建の建物で、その三階に郷土資料課があり、六名のスタッフで古文書を含む郷土史料の収集と保存、さらに閲覧業務をすすめている。

郷土史料のうち古文書類は、藩政文書から庄屋文書に及び、その中核をなすのが伝習館文庫（柳川藩政文書）で、約二万点を数える。原文書のほかにマイクロ撮影による史料収集も行われていて、これらは整理されて「福岡県近世文書目録」として公刊され、利用の便宜を計っている。

調査活動は調査員を委嘱して進められ、また昭和五一年以降、古文書緊急調査を実施し、継続中で、文書の目録化とともにマイクロ撮影も行われて成果をあげている。

福岡県では柳川市に県南文書館の開館が予定されているが、文書館が完成すれば、県南部を対象に文書の収集保存がなされ、県立図書館は県北部を対象とした文書保存施設として機能するとのことである。同県下にはその他、歴史資料館、歴史博物館等の史料保存施設があるが、北九州市で「北九州市文書館の建設に関する提言」がなされているので紹介しておこう。

提言は昨年十二月に北九州市文書館建設問題懇話会から示されたもので、文書館建設の必要性、主な機能、情報公開制度及び他の類縁施設等との関係、その他基本的事項の内容からなる。

このうち、提言の根幹となる文書館建設の必要性について、同書は（一）歴史的・文化的価値のある古文書・公文書の保存。（二）公文書の保存によって情報公開制度への対応を図るという二点をあげている。「情報公開にも対応し得る文書館の建設」これが提言の意図するところである。

その趣旨にそつて、文書館内に情報公開制度のためのスペースの確保。公文書の公開にあたり、情報公開の対象となる間は同制度により公開し、一定の保存期間を経過したのちはその適用を除外して、歴史史料として文書館文書の公開基準によるべきなどを提言している。

また、文書館の建設にあたり、二十年間の文書量に対応できる書庫の確保、増築可能な用地の確保も意見としてかかげている。

（8頁より続く）

時代（毛利家編纂所）、山口図書館時代をつうじて、閲覧頻度として空前の盛況には違ひあるまい。それに加えて、最近は、大量の写真撮影の事例も多い。だが、撮影後の紙ばかりを指先でこすつてみると、私たち職員は、いくら注意を払ったとしても、文書をさわれば文書はすりへるものだと、くりかえし意識せざるをえない。今、文書の恩恵にあずかつている私たちの世代としては、この少量ずつでも長期的な摩滅を防ぐ処方箋を案じておかないと、次の世代に対して申し開きが立たなくなる。数字もひとつ前のフィクションではあるが、こんな読み取りかたもできるのはなかろうか。

（百田）

## 文書館業務の反省と課題

広田暢久

山口県文書館が発足してから一七年が経過した。この間、文書館に勤務して来た者の一人として、この二七年間を振りかえってみると、想い出されるものはあれもこれも館で発行した「史料集」などにまつわるものばかりである。「防長風土注進案」「萩藩閥閲録」「山口県政史」「山口県史料」「防長寺社由来」など、それぞれの想い出がこめられている。

だが、よく考えてみると、これは大変におかしなことではないだろうか。私が勤務しているのは「文書館」であり、「史料編纂所」や「史料出版社」ではないのである。にもかかわらず、私の二七年間の想い出の中に出でることは、「史料集」出版のために原稿をつくりヶラ校正に追われることばかりである。

山口県文書館が発足した昭和三四年当時は、全国を見渡しても文書館と名のつく機関は一つもなく、文部省史料館・東大史料編纂所・都政史料館などが類縁既設機関として活動しているだけであった。各県の県史編纂所も、ほとんどが未発足の状態であった。発足したばかりの当館は「文書館」という名を広め認知してもらうためには、史料集を出版してその名を知つてもらうことがなによりも必要」という方針で、職員五名で年五冊の史料集を出版するという強行軍を実施した。この後、この方針は原則的に現在まで引き継がれている。発足時のこの方針が、現在の「出版優先主義」の基調で

あり、これが文書館の基本業務である「収集」「整理」を、とかくなおざりにしている原因ではなかろうか。とはいものの、文書の「収集」をしていなかつたかといえばそうではなく、発足当初七万点であつた収藏文書が現在では約二七万点に増加していることは、この間たゆみなく文書の「収集」努力を続けてきたことを物語つてゐる。

しかしここで問題としたいのは、増加した文書の種別・内容であり、さらに収集を行つた私達の調査研究面について、反省すべき点はないだらうかということである。

最近必要があつて調べたドイツ共和国文書館の収集基準第一条（総理府資料六号）には、次のように書かれている。

一、諸官公庁の公文書で当該官庁に関するものは、特に保存すべきである。

右の訳語を分りやすくいと、「ある官庁部課の行政文書のうち、その部課の性格と業務内容を最もよく示す文書を保存すべきである」ということではないだらうか。

私達これまで行つてきた県庁行政文書の収集態度を振りかえつてみると、「廃棄文書の中から必要なものを収集する」という消極的で受け身の態度であったよううに思う。今後はこのような姿勢を正し、県庁各部課の行政文書を調査研究し、「貴課作成の行政文書のうち、この文書は当館で保存したい」といつて、積極的に保存を図るようにならねばなるまい。当館の業務は、発足以降の「出版優先主義」から、ようやく進路を世界の文書館の進む方向へきりかかる時期にさしかかっていると考えている。

（文書館だより）

## 11万回（16年間）を越えた 「毛利家文庫」の閲覧回数

閲覧利用状況について統計を整理してみた。Aは閲覧文書点数、Bは、Aのうち「毛利家文庫」の閲覧文書点数、Cは閲覧者数、Dは、Cのうち県内の閲覧者数（D'は、Cのうち県外の閲覧者数）で

	年 度	A	B	C	D	(D')
I	1959	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1960	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1961	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1962	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1963	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
II	1964	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1965	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1966	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1967	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
	1968	( 5,000)	( 2,000)	( 600)	( 400)	( 200)
III	1969	5,449	2,352	638	462	( 176)
	1970	5,927	2,435	721	536	( 185)
	1971	6,054	2,888	738	530	( 208)
	1972	8,777	4,459	871	543	( 328)
	1973	11,887	7,680	837	532	( 305)
IV	1974	14,652	8,565	1,333	825	( 508)
	1975	23,526	14,315	1,554	972	( 582)
	1976	21,923	13,100	1,477	888	( 589)
	1977	16,259	6,550	1,442	1,075	( 367)
	1978	14,251	6,428	1,277	1,055	( 222)
V	1979	13,553	6,999	1,223	850	( 373)
	1980	11,441	4,503	1,289	981	( 308)
	1981	13,396	7,287	1,360	1,020	( 340)
	1982	17,496	9,340	1,482	1,082	( 400)
	1983	13,474	5,568	1,364	1,052	( 312)
小計	1969 ～1983 (1959 ～1983)	198,065	102,469	17,606	12,403	( 5,203)
		( 248,065)	( 122,469)	(23,606)	(16,403)	( 7,203)
	1984	24,083	13,633	2,002	1,508	( 494)
累計	1969 ～1984 (1959 ～1984)	222,148	116,102	19,608	13,911	5,697
		( 272,148)	( 136,102)	(25,608)	(17,911)	( 7,697)

(1959～1968は、推定数字)

ある。従来は、AもCも、現館舎オーブン後の一九七五年（年度）にピークがあつたが、その後の一進一退を経て、再び上昇線上を、今、たどりつである。（A：III△IV▽V△、C：III△IV▽V△）

Cの上昇は、Dによって推進されている。D'（県外）が、一九七以後、あまり伸びを示さないのでに対して、D（県内）は、着実に漸増をつづけている。（D—C：III△IV▽V△）

一方、Aは、Cと平行的に上昇している（A—C△—○乃至—□）。AのうちBの比率は、ほぼ一定である（B—A△○・四乃至○・六）。なお、この統計には現れないが、長期継続的な閲覧や、短期でも集団的・集中的な閲覧という事例の増加傾向が、最近、AとBの数字を押し上げているように思われる。

AとBについては、年々の増減だけでなく、累計にも注意しておきたい。館蔵文書の総点数は二八万余（一九八三現在）であるから、Aの累計はほぼこれに匹敵することになる。また、「毛利家文庫」の総点数を三万二千余（「毛利家文庫目録」第一～第五分冊による試算）とすれば、Bの累計一万多六千余（一九六九～八四）により、一点あたりの平均閲覧回数は三・六ということになる。ところで、十六年間で十二万余という閲覧回数は、三万余の一文書群にとって、どのような“体験”であるのだろうか。おそらく、萩城時代、東京

（以下6頁に続く）

文書館ニュース 19号

昭和六十年三月三十日発行 山口県文書館

〒七五三

山口市後河原松柄一五〇一  
山口 ○八三九二二一六